

(案)

第二次天童市男女共同参画社会推進計画

てんどうパートナーシップ・プランⅡ

平成22年12月1日現在

天童市

目 次

第 1 章 計画の基本的な考え方	1
1 計画の趣旨	1
2 計画期間と名称	2
3 計画の性格	2
第 2 章 計画策定の背景	3
1 社会情勢の変化	3
2 男女共同参画意識の動向	5
3 課題	9
第 3 章 基本理念・基本目標・施策体系	10
1 基本理念	10
2 基本目標	10
3 施策体系	13
第 4 章 基本目標ごとの施策の方向	14
1 男女共同参画社会の意識づくり	14
1 人権の尊重	14
2 性別による固定的な役割分担意識と社会慣行の見直し	14
3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	15
2 いきいきと働くことができる環境づくり	17
1 就労の場における男女平等の確保と支援	17
2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	18
3 多様な就業形態で働く人への支援	19
3 安心して生活できる環境づくり	20
1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	20
2 生涯を通じた女性の健康づくり	21
3 生活上困難を抱える人への対応	22
4 男女とも活躍できる環境づくり	23
1 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	23
2 地域における男女共同参画の促進	24
3 行政における女性参画の推進	25

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市では、平成13年3月に「天童市男女共同参画社会推進計画」（計画期間：平成13年度～22年度）を策定し、「男女（ひと）輝き ささえあうまち 天童」を将来の都市像として、男女共同参画社会の実現のために取り組んできました。特に、平成13年10月に、市民の皆さんが主体となって男女共同参画の推進を図るための天童市男女共同参画推進委員会が設立され、同委員会を中心に、タウンミーティングや市民の集いの開催、情報紙の発行を行うなど、男女共同参画の意識の啓発に精力的に取り組んできました。

その結果、徐々に市民の男女共同参画に対する意識も変わり始めていますが、依然として、人々の意識や行動、あるいは社会の制度や慣行の中には、性別による男女の固定的な役割分担を前提とするものがあり、男女のいずれか一方に偏った扱いをされているものも見受けられます。そのため、今後も男女共同参画社会の推進に積極的に取り組む必要があります。

また、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来などの、急激な社会情勢の変化に対応し、将来にわたって活力のある地域社会を築いていくうえで、男女ともその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が求められています。その社会こそが男女共同参画社会であるといえます。

一方、国では、平成17年に、「男女共同参画基本計画（第2次）」を策定したほか、平成19年には、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて様々な生き方が選択・実現できる社会を目指そうと「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」を策定し、男女共同参画社会の形成とワーク・ライフ・バランスの推進を図っています。

以上のような状況を踏まえ、今後も男女共同参画社会の推進に積極的に取り組み、将来にわたって活力のある地域社会を築いていくために、第二次天童市男女共同参画社会推進計画を策定するものです。

2 計画期間と名称

本計画の期間は、平成23年度から27年度までの5か年間とします。また、名称は、「第二次天童市男女共同参画社会推進計画—てんどうパートナーシップ・プランⅡ—」とします。

3 計画の性格

本計画は、男女共同参画社会基本法及び第六次天童市総合計画に基づき、天童市の男女共同参画を推進する計画です。これまでの「天童市男女共同参画社会推進計画」の取り組みを踏まえて、継続して取り組む施策と新たな課題に対応する施策を総合的に示します。

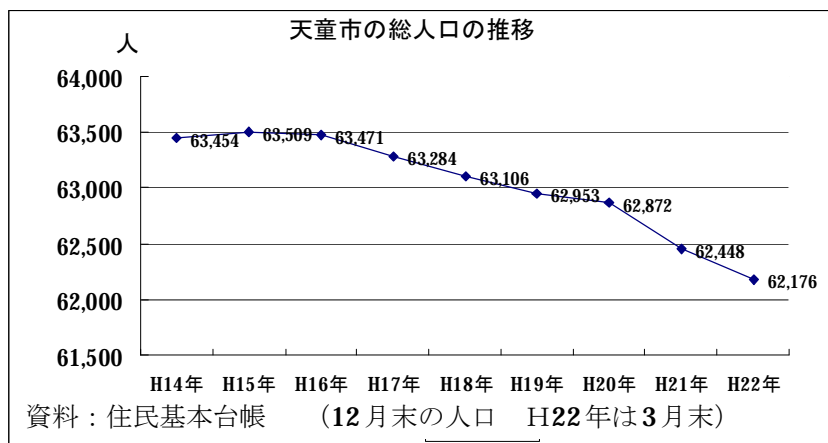
第2章 計画策定の背景

1 社会情勢の変化

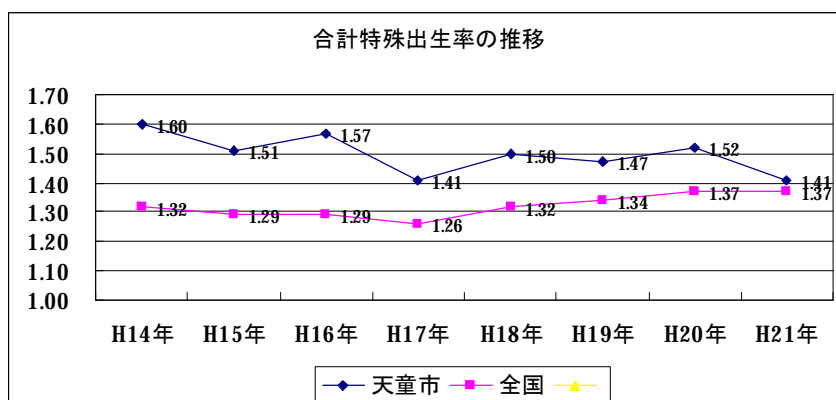
(1) 少子化の進行と人口減少社会の到来

我が国の総人口は、平成17年に初めて減少に転じ、予想を上回る速さで人口減少社会を迎え、出生率の低下などによる少子化が、全国的な課題になっています。本市の人口も、平成15年12月末の人口をピークに、年々減少しており、平成22年3月末の人口は62,176人となっています。また、人口維持に必要な合計特殊出生率は、2.07といわれていますが、近年の数值は、それを大きく下回る低水準で推移しています。そのようなことから、少子化は、今後も続き、結果的には人口減少に結びつく大きな課題となっています。

○ 平成16年から続いている人口減少



○ 低水準で推移する合計特殊出生率

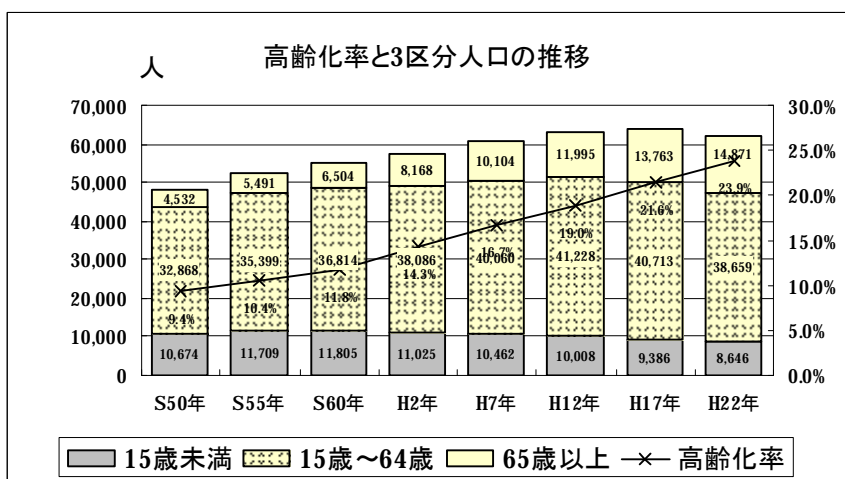


(2) 高齢化の進行と家族形態の変容

日本の高齢化は世界に類を見ない速さで進んでおり、本格的な高齢社会が訪れようとしています。本市の平成22年3月末現在における高齢化率は23.9%で、県内では低い方ですが、平成22年の全国平均23.1%を超えています。今後は、団塊の世代が高齢期を迎えることから、高齢化率はさらに増加していくものと予想されます。

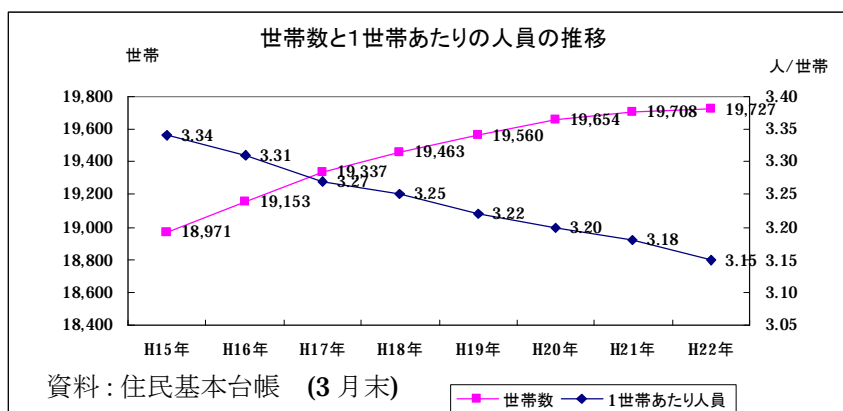
また、高齢化社会による単身高齢者世帯や高齢夫婦世帯の増加や、未婚化による単身世帯の増加、離婚などによる一人親世帯の増加など世帯の小規模化が進んでいます。

○ 減少する年少人口と増加する高齢化率



資料：国勢調査
(H22年は3月末の住民基本台帳による)

○ 小規模化する世帯人員



2 男女共同参画意識の動向

(1) まちづくり市民アンケート調査結果

男女共同参画社会の実現には、「在宅介護への支援」と「女性の就労機会の拡大、職業教育・訓練の充実」を必要とする人が高い割合を占めています。そのほかでは、「女性の生き方に関する情報提供や交流の場の充実」、「女性を政策決定の場に登用する」が高い割合になっています。

調査期間：平成21年4月～5月

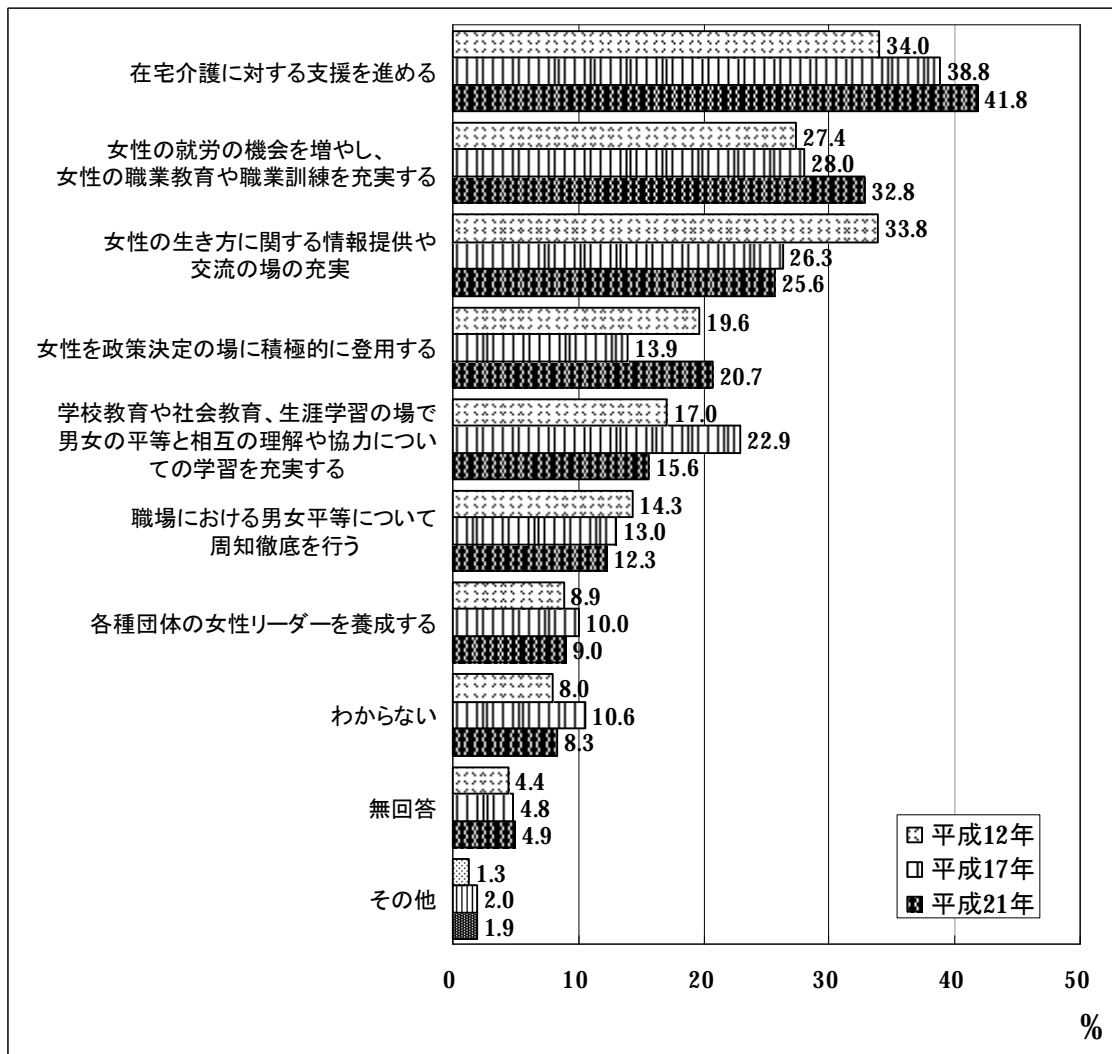
調査地域：天童市全域

調査対象：20歳以上の男女3,000人

調査方法：郵送によるアンケート調査

○ 男女共同参画社会をつくるためには、どんなことに取り組む必要があるのか。

(2項目まで回答可)



(2) 山形県新男女共同参画計画意識調査

これまで、国をはじめ県や市町村でも男女平等や男女共同参画の理念を普及啓発してきましたが、男女の地位の不平等感や、性別による役割分担意識がまだ残っている状況です。

調査期間：平成21年7月～9月

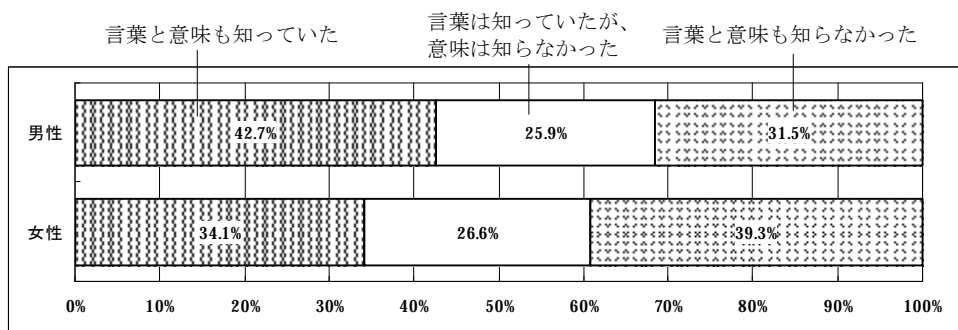
調査地域：山形県全域

調査対象：20歳以上の男女1,300人

調査方法：調査員面接によるアンケート調査

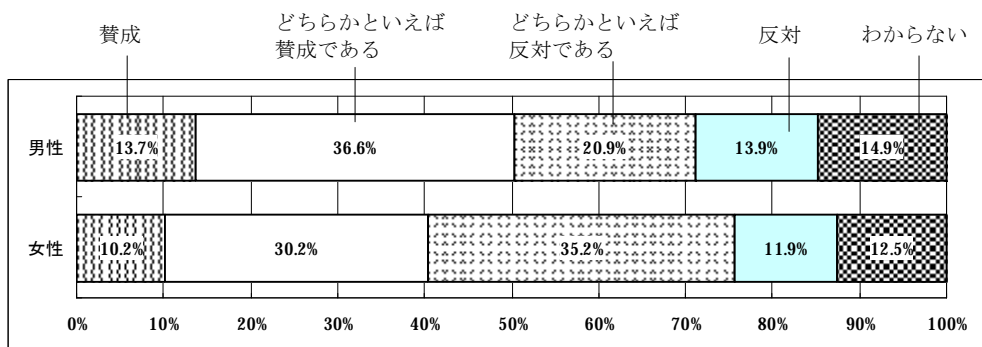
① 「男女共同参画社会」という言葉の認知度

男女共同参画社会という言葉の認知度は男性が68.6%、女性が60.7%と、全国並み（全体で64.6%）の結果になりましたが、まだ言葉の意味が浸透していない状況です。



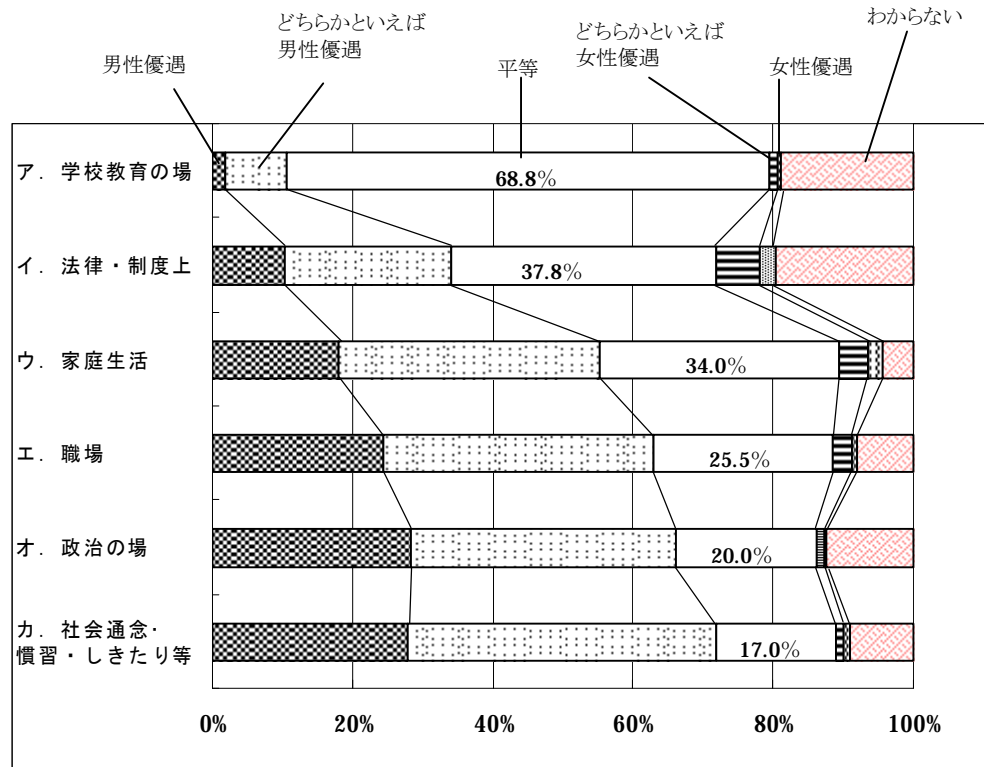
② 性別による固定的役割分担意識

「夫は働き、妻は家庭を守る」といった固定的な役割分担意識については、賛成が男性50.3%、女性が40.4%となっています。一方、反対は男性34.8%、女性47.1%となっており、いまだに性別による固定的役割分担意識の解消にいたっていない状況です。



③ 男女の地位の平等意識

男女の地位の平等意識については、「学校教育の場」で約7割、「法律や制度上」で約4割が平等であると答えています。しかし、「家庭生活」と「職場」で約6割、「政治の場」と「社会通念・慣習・しきたり等」で約7割が男性の方が優遇されていると答えています。依然として、男女の地位の不平等感が残っています。

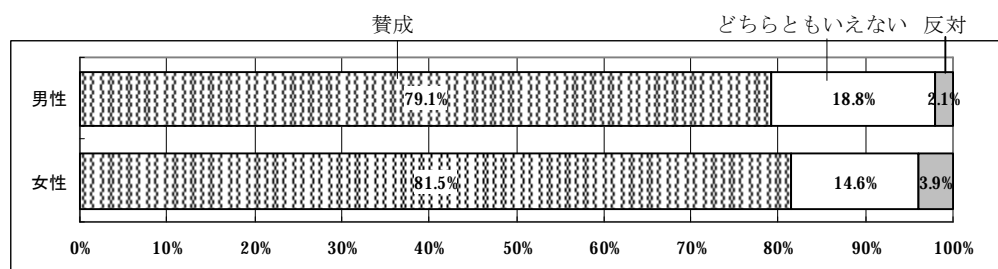


④ 女性の政策方針決定過程への参画に関する意識

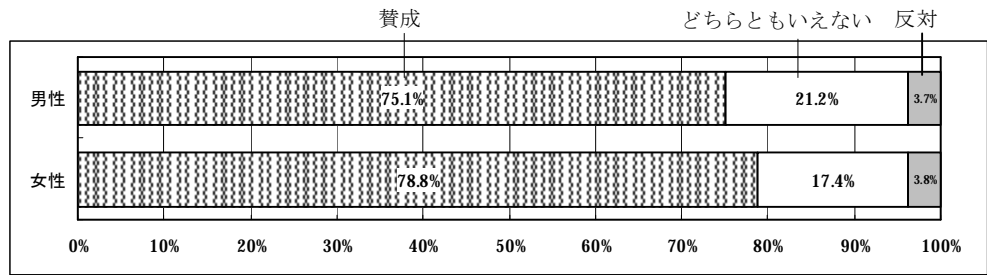
女性が企業における管理職・役職や自治会、PTAの会長に就任することについては、男女ともに賛成する人が多いですが、引き受けると回答した人の割合は、いずれも男性より女性の方が少ない状況です。

国では、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画について、「2020年までに30%」とする目標を掲げ取り組んでいます。

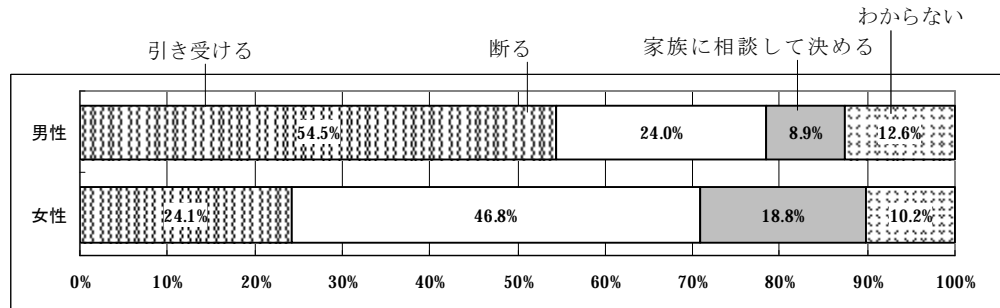
○ 「企業の管理職や役職」に女性が就任することについて



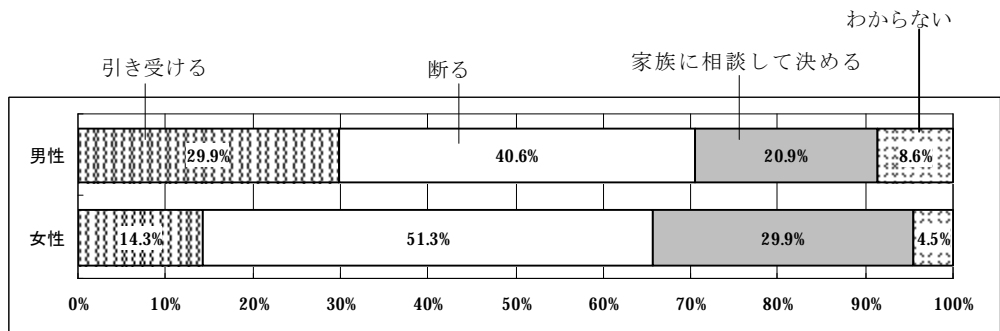
○ P T A ・町内会等の代表に女性が就任することについて



○ 「企業の管理職や役職」を引き受けることについて



○ P T A ・町内会等の代表を引き受けることについて



3 課 題

少子高齢化の進行や家族形態の変容、人口減少社会の到来といった社会情勢の変化は、労働力の減少などによる経済活動の縮小をもたらすだけでなく、地域コミュニティを弱体化させるなど国や社会の存立基盤に影響を及ぼす大きな問題です。将来にわたって活力のある地域社会を築いていくためには、性別や年齢にかかわらず、一人ひとりが仕事や家庭、社会活動等の様々な分野で、男女ともその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が求められています。

また、経済の低迷や非正規労働者の増加などが、雇用の先行き不安や将来の生活不安などを抱かせ、社会の活力を低下させています。そのため、ワーク・ライフ・バランスの取り組みをこれまで以上に拡大し、多様な働き方ができる柔軟な就業環境を整えるほか、家庭では男性の家事・育児等への参画促進が必要です。そして、女性が働き続けながら、子どもを生き育てやすい環境を整備するなど活力ある社会を築く必要があります。

意識調査からもわかるように、性別による固定的な役割分担意識や社会慣行が依然として残っています。その解消とともに、人権の尊重・男女平等意識の醸成を図る必要があります。また、政策・方針決定過程への女性の参画については、賛成する人が多いものの、実際に引き受ける人は少ない現状です。そのため、男性のみならず女性自身の意識をさらに高めて、女性の参画拡大を図る必要があります。

以上のような課題解決のため、男女共同参画社会の実現を目指した取り組みを今後も積極的に進め、男女が共に支えあい、充実した生活が送れるような社会つくる必要があります。

第3章 基本理念・基本目標・施策体系

男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会「男女(ひと)輝き ささえあうまち 天童」を目指して、3つの基本理念と4つの基本目標を定めます。

1 基本理念

1 人権の尊重

男女を問わず「基本的人権の尊重」は最も重要なもので、社会の根幹を成すものです。男女が、それぞれ一人の独立した個人として尊重され、性別による不平等な扱いを受けることなく、能力を十分に発揮できる機会が保障されなければなりません。

2 社会制度・慣行の改革

男女が性別による固定的な役割分担意識や社会慣行などにとらわれず、自分らしい生き方を自分の意思で選択し、生きがいのある生活ができる社会を築いていく必要があります。そのため、社会制度・慣行については十分に見直し、男女のどちらか一方に偏った慣行等は、改革しなければなりません。

3 あらゆる分野での共同参画

男女平等の社会を築くためには、男女が対等な構成員として、政治、行政、企業、各種団体、地域といったあらゆる分野に参画できることが必要です。特に、政策・方針決定過程の場に女性がさらに参画できる機会が確保されなければなりません。

2 基本目標

1 男女共同参画社会の意識づくり

男女共同参画社会の実現のためには、男女が互いの人権を尊重し、対等なパートナーとして認め合うことが大切です。そのために、家庭、職場、学校、地域などあらゆる場において、男女共同参画の視点に立った学習の機会や教育の充実に努めるほか、根強く残っている性別による固定的な役割分担意識や社会慣行の解消に努めます。

施策の方向

- ① 人権の尊重
- ② 性別による固定的な役割分担意識と社会慣行の見直し
- ③ 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

2 いきいきと働くことができる環境づくり

男女が職場において対等なパートナーとして働き、個々の能力を十分に発揮できるように、就労の場における男女平等をさらに促進するとともに、仕事と家庭・地域活動が両立できるような職場環境の整備と、子育て・介護支援対策の充実を図ります。また、多様な就労形態で働く人が、安心して働ける環境づくりを目指します。

施策の方向

- ① 就労の場における男女平等の確保と支援
- ② 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）
- ③ 多様な就労形態で働く人への支援

3 安心して生活できる環境づくり

男女が生涯にわたり心身ともに健康な生活を送ることができるように、健康支援と保健医療の対策の充実が必要です。特に女性は、妊娠や出産などの身体的特性があるため、男女とも正しい知識を持ち、思いやりを持つことが大切です。また、ドメスティック・バイオレンスなど暴力の被害者の多くが女性であり、人権の侵害や男女共同参画を阻害する要因にもなっているため、こうした暴力の根絶を目指します。さらに高齢者、障がい者、外国人等社会的に不利な立場に置かれやすい人々が安心して暮らし、自立と社会参加ができるように努めます。

施策の方向

- ① 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ② 生涯を通じた女性の健康づくり
- ③ 生活上困難を抱える人への対応

4 男女とも活躍できる環境づくり

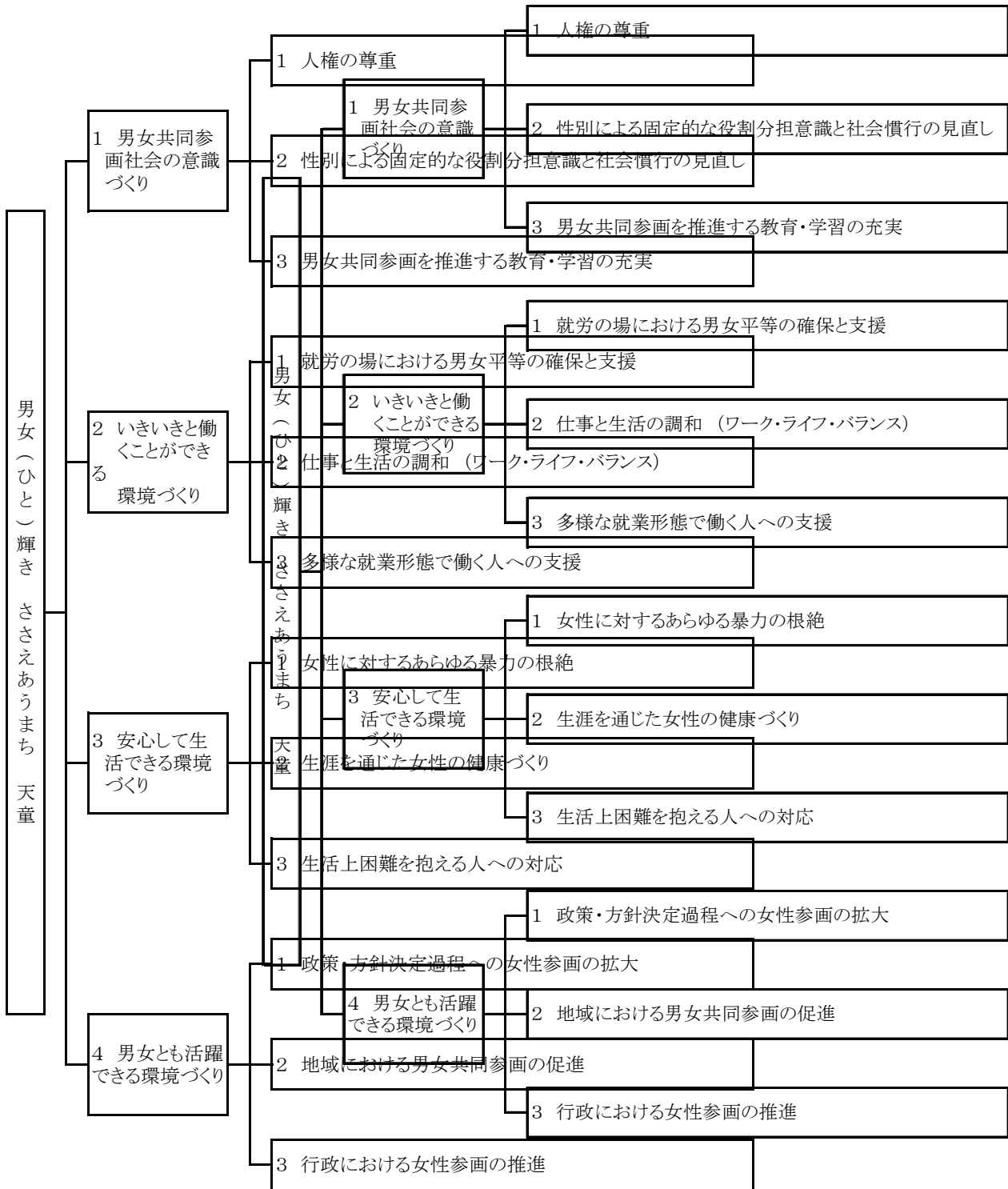
男女が社会の対等な構成員として、政治や行政、企業などにおいて政策・方針決定の場に参画し、男女それぞれの視点や意見を反映することは、男女共同参画社会を実現する上で重要です。自治会や地域活動など様々な分野にも女性

の参画を促進していく必要があります。また、男女共同参画社会の促進のためには、市が積極的な推進体制を整えるほか、市民と協働で事業に取り組むことも大切です。

施策の方向

- ① 政策・方針決定過程への女性参画の拡大
- ② 地域における男女共同参画の促進
- ③ 行政における女性参画の推進

3 施策体系







第4章 基本目標ごとの施策の方向

1 男女共同参画社会の意識づくり

1 人権の尊重

基本的人権は日本国憲法により保障されているもので、男女が性別による差別的取り扱いを受けたり、人権が侵害されたりしてはなりません。そのため、基本的人権がいつでもどこでも尊重される社会を目指します。

施 策

① 人権を尊重する意識の普及・啓発

男女の人権が保障され、差別を受けることなく、人権が侵害されない社会を実現するため、ホームページや市報、天童市男女共同参画社会推進委員会の機関紙等の活用やテレビ、ラジオといったマスコミに協力を依頼し、人権尊重の意識の普及と啓発に努めます。また、山形県人権擁護委員協議会天童市部会とともに、人権に関する啓発活動を行います。

実施事業

- 様々な広報媒体での人権尊重意識の普及
- 人権擁護委員と連携した啓発活動

② 女性の人権の確立

新聞、雑誌、ビデオ映像などのメディアの中には、一方的で暴力的な性のとらえ方を助長する表現が見受けられます。また、経済分野の一部には、利潤追求のあまり、性を商品化する傾向が見受けられます。これらは、女性の人権を無視したものであり、その防止に取り組む必要があります。そのため、啓発活動や学習の機会の提供を行いながら、社会全体で人権としての性を尊重する意識を高めていきます。

実施事業

- 女性の人権確立のための啓発活動
- 性の尊重意識を高める学習活動
- 人権特設相談所の開設

2 性別による固定的な役割分担意識と社会慣行の見直し

社会における制度や慣行の中には、男女の社会における活動の自由な選択を妨げるようなものもあります。そうした性別による固定的な役割分担意識と社会慣

行にとらわれない、自分らしい生き方を選択できる社会を目指します。

施 策

① 意識改革の促進

性別による固定的な役割分担意識と社会慣行を見直し、家庭・職場・地域などの分野で多様な人材の積極的参画を促すために、地域いきいき講座などで学習の機会を提供します。また、東南村山視聴覚協議会と連携しながら、視聴覚教材などを充実するとともに、学習活動への積極的な活用を図ります。

実施事業

- 市民ニーズに応じた多様な講座の開設
- 学習教材の充実と積極的な活用

② 男女共同参画に関する情報収集・発信

根強く残る役割分担意識がどのようなものかを把握しながら、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるため、情報収集・発信と広報・啓発活動を積極的に展開します。

実施事業

- 情報収集・発信と啓発活動
- 山形県男女共同参画センター「チェリア」との連携

3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

家庭、学校、地域などあらゆるところで男女共同参画の意識を育てる教育を充実するほか、学習する機会を提供します。

施 策

① 家庭での教育・学習の充実

子どもの意識形成の基礎となる家庭において、男女共同参画を推進するため、子どもをもつ家庭を対象にした学習事業や広報・啓発活動を充実します。

実施事業

- 性別に基づく固定化された意識を見直すための学習事業の実施
- 家庭教育を啓発するパンフレット等の作成
- 家庭の日の実践

② 学校での教育・学習の充実

小学校においては、各教科、特別活動、道徳、総合的な学習の時間などの指導を通して、人権教育や男女平等教育の充実を図ります。中学校では、さらに職場見学や職場体験等の実践を通しながら、自ら将来を考える教育を推進します。また、教員の研修を充実し、子どもたちが急激な社会の変化に対応できる能力や、自らの意思で進路を選択できる能力を培い、社会人として自立しようとする意欲を育成します。

実施事業

- 人権教育を充実させるための資料収集と教材開発
- 進路学習や職場体験学習の充実
- 教員研修の充実

③ 地域での教育・学習の充実

市立公民館を活用し、あらゆる年代の住民に男女共同参画を学ぶ機会を提供するとともに、家庭や地域の身近なところから男女共同参画を実践するきっかけづくりを行います。また、地域づくり委員会やNPO法人、市民活動団体等の活動を通じた課題の掘り起こしや課題解決といった取り組みへの支援を行うほか、公民館だよりを利用した広報・啓発活動を推進します。

実施事業

- タウンミーティングの開催
- 市民ニーズに応じた講座の充実
- 地域づくり委員会の活動を通じた課題の掘り起こしと解決への支援
- NPO法人、市民活動団体等の活動を通じた課題の掘り起こしと解決への支援
- 公民館だよりを活用した広報・啓発活動

④ 国際理解と国際感覚豊かな人づくり

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが互いの人権を尊重することが必要不可欠です。異文化を持つ外国人との交流は、そういった意識が育てられることが期待されます。そのため、小・中学校においては、外国語指導助手や外国人との交流による国際理解教育などで、世界の文化や国際社会への理解を促進するほか、青少年大使の派遣や受け入れを通して交流を深めます。また、天童市国際交流協会と連携して、外国人と交流する機会を提供しながら、国際感覚豊かな人材育成を進めます。

実施事業

- 小・中学校による国際理解教育の充実
- 青少年の海外交流の促進
- 外国人との交流の場の拡大

2 いきいきと働くことができる環境づくり

1 就労の場における男女平等の確保と支援

生活の基盤となる就業の機会が男女の性差なく確保され、就労の場で男女とも平等な処遇が受けられるための施策を展開します。

施 策

① 男女の性差のない雇用の促進

雇用の分野における男女の均等な雇用機会及び待遇の確保を図るため、天童商工会議所や天童市雇用対策協議会と連携しながら、市ホームページや市報等を通じ、普及啓発に努めます。また、育児や介護などで一時的に仕事を離れた人に対する支援として、再就職の情報提供の充実に努めます。

実施事業

- 男女雇用機会均等法等の普及啓発
- 再就職に対する情報提供の充実

② セクシャル・ハラスメント防止対策の促進

関係機関と連携しながら、セクシャル・ハラスメント防止に関する事業主の認識をさらに高めるとともに、労働者への啓発による防止対策の促進を図ります。

実施事業

- 事業所および労働者に対するセクシャル・ハラスメント防止の啓発
- 関係機関と連携した相談体制の充実

③ 自営業等の経営における男女共同参画の促進

家庭と仕事とが密接不可分である自営業においては、女性が生産等の担い手として重要な役割を果たしています。このことを家庭や地域で理解してもらいながら、女性労働に対する正しい評価を促すほか、関係機関と連携して、女性が生きがいを持って経営に参画できるように女性の就労意識の向上を図ります。

実施事業

- 女性農業者の研修会の開催
- 商工自営業の研修会の開催

2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

男女ともに子育てや介護をしながら働き続けられる職場環境を整備するとともに、家庭や地域でそれぞれの役割が果たせるように、あらゆる業種へ仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の概念を浸透させます。

施 策

① 仕事と生活が両立できる環境づくり

ワーク・ライフ・バランスの実践が企業と働く人のメリットにつながることを啓発するとともに、山形県が実施している「男女いきいき・子育て応援宣言企業」への登録を促進します。また、家庭と仕事の両立を図るための環境づくりに取り組むよう、企業に対して働きかけます。

実施事業

- ワーク・ライフ・バランスの普及啓発
- 男女いきいき・子育て応援宣言企業登録の促進

② 家庭における男女共同参画の促進

子育てや介護等を男女が共に担うため、特に男性の男女共同参画に対する意識の改革を図り、家事・育児・介護への参画の促進を図ります。

実施事業

- 男性を対象にした家事・育児・介護講座の開催
- 育児や介護に関する制度の周知

③ 子育て支援対策の充実

子育て相談や保育サービスの充実を図るほか、社会全体で子育てを支援する体制をつくり、子どもを安心して産み育てられる環境の整備を進めます。

実施事業

- 子育て相談の充実
- ファミリー・サポート・センターの充実
- 保育サービスの充実
- 子育て支援施設の充実
- 地域における子育て支援体制の強化
- 山形みんな子育て応援団登録の促進

④ 介護支援対策の充実

介護が必要な人の状態やニーズに応じた介護サービスを提供し、介護が必要な家族を抱える方を支援する地域の生活支援体制を充実します。

実施事業

- ニーズに応じた介護サービスの提供
- いきいきサロン活動の拡充
- 介護予防事業の推進

3 多様な就業形態で働く人への支援

就労意欲を持つ女性が自分にあった働き方を選択し、安心して働けるようにするため、就労形態の多様化に対応した法制度の周知や、職業能力を高めるための講習会を開催しながら、雇用環境の整備を図るとともに、女性の起業支援などを推進します。

施 策

① 多様な働き方が選択できる環境づくり

多様な生き方・働き方を選択でき、その中で個人の能力を十分に発揮していくことができるように、労働法や次世代育成支援対策推進法、フレックスタイム制度、在宅勤務制度などの法制度の周知を図り、様々な就業形態での雇用の実現を図ります。

実施事業

- 労働に関する法制度の周知・徹底
- 多様な働き方の具体的事例の収集と提供

② 女性起業家の育成・支援

天童商工会議所等の関係機関と連携しながら、女性の起業のための相談業務や情報提供を充実します。また、農林業グループによる農産物直売所や農家レストラン等の起業に対して支援を行います。

実施事業

- 起業のための相談業務・情報提供の充実
- 農林業グループによる起業への支援

③ 育児休業制度・介護休業制度の普及

育児や介護が必要になったときに、男女とも安心して育児・介護休業制度が利用できるよう、さらなる制度の普及に努めるとともに、企業に対する各種助

成制度の周知を図ります。また、復帰後でも育児や介護に負担がかかることから、経営者や職場内での理解が得られるよう支援体制づくりを促進します。

実施事業

- 経営者や労働者への制度の普及啓発
- 企業に対する助成制度の周知

3 安心して生活できる環境づくり

1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

配偶者やパートナー、家族からの暴力は重大な人権侵害であり、絶対に許されるものではありません。こういった暴力は男女共同参画社会の実現の大きな障害となるものです。暴力を許さない社会の形成に向けた普及啓発を行い未然に防止するとともに、被害者の立場に立った支援を充実・強化することが必要です。

施 策

① 男女間の暴力の根絶に関する意識啓発

若年層から高齢者まであらゆる世代の人に対して、男女が互いの人権を尊重し、思いやりを持って生きることの大切さを啓発するとともに、ドメスティック・バイオレンスの理解を深めながら、あらゆる暴力を許さない社会環境づくりを進めます。

実施事業

- 各種広報媒体等を利用した普及啓発
- 関係機関と連携した講演、講座の実施

② 早期発見と連絡体制の整備

健康相談や健康診査などの業務や、民生児童委員の活動などを通じて暴力を早期発見できる仕組みを整えるほか、地域や医療機関からの情報提供を促します。また、警察や山形県婦人相談所などの相談窓口と連携を図ります。

実施事業

- 庁内の連絡体制の整備
- 相談窓口の情報提供
- 地域・医療機関等からの通報の啓発
- 警察や山形県婦人相談所といった相談窓口との連携促進

③ 被害者の自立支援

山形県婦人相談所等の関係機関と協力して、被害者が安心して自立した生活を送ることができるよう、一人ひとりにあった支援を行います。

実施事業

- 関係機関と連携した支援体制の充実
- 就労情報の提供

2 生涯を通じた女性の健康づくり

近年、少子化問題が深刻化しており、次の世代を生み出す女性を保護し、妊娠・出産期、子育て期における心身の健康を保持・増進するなど、女性の健康づくりを推進する必要があります。

また、生涯にわたって安心して生活を送るために、それぞれの年代に応じた心身の健康づくりへの支援が求められています。

施 策

① 生涯を通じた健康支援

生涯を通じて、適切に自己管理を行うことができるようにするため、それぞれの年代に応じた健康診査、健康教育、相談体制を充実します。

実施事業

- それぞれの年代に応じた健康診査、健康教育、健康相談の充実
- こころの健康づくりの推進
- 思春期保健指導の推進

② 妊娠・出産期、子育て期における支援

妊娠・出産期、子育て期は、女性にとって大切な時期です。各段階に応じた適切な健康管理ができるよう支援します。また、男女が共に育児を行い、安心して安全に子どもを産み育てることができるよう支援します。

実施事業

- 育児教室の充実
- 妊娠期間中の健康支援の充実
- 育児中の健康相談と訪問などによる保健指導の充実

③ 生涯にわたるスポーツ活動の促進

健康増進のためには、スポーツに親しむことが大切です。心身ともに健康で活力ある生活ができるよう、気軽にスポーツに取り組める環境を整備します。

実施事業

- 市民参加型スポーツイベントの開催
- 総合型地域スポーツクラブの推進
- スポーツリーダーの育成

3 生活上困難を抱える人への対応

男女共同参画の目的である、一人ひとりが能力と個性を發揮できる社会の実現のためには、生活上様々な困難を抱えている人が、安心して暮らし社会参加ができる環境整備が必要です。

施策

① 単身や高齢者世帯への支援

一人暮らしの高齢者や高齢者世帯に対して必要な支援を行うとともに、高齢者が孤立することがないように地域と協働して支援を行います。

実施事業

- 高齢者世帯への訪問事業の実施
- いきいきサロン事業の実施
- 福祉ボランティア事業の充実

② 障がい者への支援

障がいがあっても、能力や適正に応じて就労を含む社会参加ができる環境づくりを進めます。

実施事業

- 相談体制の充実
- 福祉タクシー制度などの支援制度の充実と情報提供
- スポーツやレクリエーションイベント、サークル活動の推進

③ 一人親家庭への支援

母子・父子家庭といった一人親家庭の生活の自立を支援するため、就業支援や相談体制・支援制度の情報提供を充実します。

実施事業

- 相談体制の充実
- 一人親家庭への医療費の支援
- 母子自立支援員の設置
- 就業のための講座の開催
- 支援制度などの情報提供の充実

④ 市内在住外国人への支援

市内で生活する外国人が、地域社会で安心して暮らすことができるよう、日本語習得や情報提供などを関係団体と連携して進めるとともに、地域住民との交流の充実に努めます。

実施事業

- 関係団体と連携した日本語習得講座等の開催
- 市内在住外国人への「暮らし」に関する情報提供
- 外国人と地域住民との交流の拡充

4 男女とも活躍できる環境づくり

1 政策・方針決定過程への女性参画の拡大

政策・方針決定過程への女性の参画については、公募の女性委員が増えてきていますが、男性に比べてまだまだ人数が少ない状況です。

女性自身の参画意識を高揚させるとともに、女性の能力を十分に活用し、男女が社会の対等な構成員として共に責任を担い、あらゆる分野に参画していく意識を育て、参画できる環境の整備を進めることが必要です。

施 策

① 女性の人材育成と人材情報の活用

これまで政策や方針決定の場に参画する機会が少なかった女性の参画を進めていくため、女性の能力を引き出す学習機会の充実や、女性の任用を推進するための人材に関する情報を収集し活用します。

実施事業

- 女性リーダーを育成するための講座等の開催
- 女性の任用を促進するための人材の情報収集と活用

② 審議会等委員への女性の参画推進

政策・方針を決定する過程において、女性の視点や意見をより多く反映させるために、審議会等委員への女性の任用を積極的に推進します。

実施事業

- 附属機関(審議会・委員会等)における女性委員の構成比率の向上
(平成28年度までに40%の構成比率を目指す。)
- 女性委員ゼロの審議会等への女性委員の積極的任用の促進

③ 企業や各種団体等における女性の参画促進

企業で働く女性や各種団体等の活動に携わる女性が、その方針決定に参画することは、行政などの公的分野と同様に活力ある社会を推進していくために重要なことです。女性がその能力を十分に発揮できる環境整備を進めます。

実施事業

- 女性の意識高揚を図るための広報、啓発
- 女性の登用を推進している企業、団体等の情報提供

2 地域における男女共同参画の促進

本市における女性の地域活動は、自治会・婦人会などの地域団体をはじめ、PTA活動、文化や趣味などのサークル活動、多様なボランティア活動など、活発に展開されていますが、今後は地域づくり・防災・環境分野などの活動に積極的に参画していくことが望まれます。

そのため、女性自らがこれらの分野と密接に関係している地域活動に深い関心を持ち、進んで参画していくことが必要です。また、男女共に行うことが重要だという男性の意識をさらに育てる必要があります。

施策

① 自治会や地域づくり委員会等の地域活動への女性の参画促進

男女が共に地域づくりに参画することにより、活動や地域でのつながりの中で心豊かな生活を送ることができる環境整備を進めます。

実施事業

- 地域で活躍できる女性リーダーの育成
- 女性団体に対する情報提供

② ボランティア、NPO等の分野への参画促進

性別を問わず、ボランティア、NPO活動に参加しやすい環境づくりを行います。

実施事業

- ボランティア、NPO活動の情報の収集と提供

③ 防災、環境、消費者活動等の分野での共同参画の促進

防災、環境分野での女性の視点を活かせる環境づくりを行います。また、消費者活動の分野での男性の参画を促します。

実施事業

- 地域の防災活動や環境活動への女性の参画促進
- 消費者活動への男性の参画促進

3 行政における女性参画の推進

計画を確実に進めていくためには、国・県との連携はもとより、市民・地域と協力し合う「協働」による取り組みを進めていくことが求められています。また、行政における女性参画の推進を図るため、女性職員の登用を進める必要があります。

施 策

① 市民と協働による事業の展開

市民が中心となって組織されている天童市男女共同参画社会推進委員会の活動をさらに促進し、市と協働による事業を展開します。また、同委員会を中心に、市民活動グループや団体との連携を深め、その活動を支援します。

実施事業

- 男女共同参画社会推進委員会と協働による事業の実施
- 市民活動グループや団体との連携と支援

② 職務分担等における男女平等の推進

男女共同参画の考えに立った市政運営を推進するため、行政における女性職員の登用を積極的に進めるほか、男女平等観に立った職場研修を進めます。

実施事業

- 女性職員の積極的な登用
- 男女平等観に立った職場研修の充実

③ 国、県、関係機関との連携

市民一人ひとりが男女共同参画社会の実現に向けて、できるところから行動、実践できるよう、国や県、関係機関とも連携を密にしながら、情報の収集に努め、広く市民に提供していきます。

実施事業

- 国、県、関係機関との連携強化
- 男女共同参画に関する情報の収集と提供